福岡市 地区計画の都市計画決定内容一覧表

■一般型の地区計画

…… 建築基準法に基づき条例化されている事項
…… 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年12月23日現在

区別	番号	地区名		区域面積	地区整備計画 面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項 建築物の用途制限 (◎建築できるもの)(×建築できないもの)	容積率 H(%)	容積率 L(%)	条件による容積率の制限 条件	条件による容積率の制限 H(%)	建ぺい率 H(%)	敷地面積 L(㎡)	建築面積 L(㎡)	壁面位置	高さ H(m)	形態意匠	緑化率 L(%)	垣・さく	土地利用・その他	計画決定・変更年月日（当初）	建築条例施行年月日（当初）
東区	東1	下原二丁目		3.1																	H13.5.7 (S60.4.30)	
	東2	下原四、五丁目	A B C	5.3	1.3	緑地						30			○						H13.5.7 (S60.4.30)	H16.9.27 (H8.3.1)
	東3	高美台一丁目		0.6																	H13.5.7 (S60.4.30)	
	東4	唐原四、五丁目		8.6	8.6	道路															H9.2.27 (S60.4.30)	
	東5	名子三丁目		13.3	10.4	道路															H9.2.27 (S60.4.30)	
	東6	松田三丁目		23.7	23.7	道路															H9.2.27 (S60.4.30)	
	東7	三苫	市街地形成誘導 低層住宅保全	54.2	50.6	道路	×長屋、共同住宅（33㎡未満）						180				○		○		H15.9.4 (S60.4.30)	H15.12.18
	東8	三苫三丁目		4.5																	H13.5.7 (S60.4.30)	
	東9	青葉四丁目		7.6	7.6		※×寄宿舎、下宿 ※×長屋、共同住宅（50㎡未満） ※×別表第二（い）第三～九号 ※×３戸以上の長屋						200						○		H13.10.15 (H4.5.18)	H14.2.25
	東10	香椎四、六丁目		2.0	2.0		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場														H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	東11	千早六丁目		1.4	1.4	道路	×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場								○						H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	東12	舞松原駅前		4.7	4.7	緑道									○						H13.5.7 (H5.2.25)	H5.10.1
	東13	香椎副都心土地区画整理	センター センター南 センター西 商業Ａ 商業Ｂ 近隣商業	66.3	39.6		×1,2階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×その他 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×その他 ×倉庫、危険物貯蔵・処理 ×店舗型性風俗 ×危険物貯蔵・処理 ×店舗型性風俗 ×危険物貯蔵・処理		200				1000 500 200		○		○		○		H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
	東14	箱崎土地区画整理	商業 近隣商業	28.0	13.9		×店舗型性風俗 ×風俗営業										○				H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
	東15	和白東一、二丁目		11.8	11.8	道路															H8.4.1	
	東16	みどりが丘		31.5	3.0		×寄宿舎、下宿 ×長屋、共同住宅（50㎡未満）						200		○	10			○		H13.10.15	
	東17	下原・香椎駅東		17.5	12.2	道路 通路							※200		○		○				H16.4.26	H16.9.27
	東18	ｱｲﾗﾝﾄﾞｼﾃｨ照葉住宅	中高層住宅環境形成 戸建住宅環境形成	23.7	23.7	緑地	×別表第二（に） ◎別表第二（ろ）	80				※50	200		○	10	○				H17.12.1	H18.2.27
	東19	舞松原六丁目		1.1	1.1		◎一戸建住宅 ◎公民館、巡査派出所、公衆電話所等						200		○	軒高7	○		○		H19.3.15	H19.12.20
	東20	香椎照葉三丁目東		10.2	10.2	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ※×ボーリング場、スケート場、水泳場等						500		○		○	※30	○		H19.10.15	H19.12.20
	東21	アイランドシティセンター		8.6	8.6		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二（と）第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理						1000		○		○	20	○		H20.10.20	H20.12.22
	東22	東浜一丁目		4.9	4.9		×風俗全般 ×別表第二（ほ）第二号、第三号の建築物						2000				○	10			H22.10.7	H22.12.27
	東23	香椎照葉二丁目北		1.1	1.1		◎別表第二（ろ）	80				※50	200		○	10	○				H23.1.24	H23.2.24
	東24	香椎照葉四丁目東		2.9	2.9	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ※×ボーリング場、スケート場、水泳場等						500		○		○	※30	○		H23.1.24	H23.2.24
	東25	香椎駅周辺土地区画整理		20.7	17.6		×店舗型性風俗 ×店舗型電話異性紹介営業														H24.3.19	H24.7.2
	東26	香椎照葉北エリア戸建住宅		7.6	7.6		◎別表第二（ろ）	80				※50	200		○	10	○		○		H24.3.19	H24.7.2
	東27	アイランドシティセンター北		13.6	13.6		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二（と）第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理						1000		○		○	20	○		H27.1.5	H27.2.26
	東28	香椎照葉三丁目西		7.6	7.6	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等						500		○		○	20	○		H27.9.28	H27.12.24
	東29	香椎照葉六、七丁目集合住宅		4.8	4.8	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等						500		○		○	30 20	○		H28.12.22	H29.2.27
	東30	香椎照葉二、七丁目		7.9	7.9								200		○		○	20	○		H28.12.22	H29.2.27
	東31	香椎照葉五丁目		8.7	8.7	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等						500		○		○	20	○		H28.12.22	H29.2.27
	東32	下原四丁目		3.1	3.1		×別表第二（ほ）第二号 ×別表第二（と）第三号，第四号，第六号 ×別表第二（り） ×風俗全般						1000		○	第二種20m高度地区の内容	○	10	○		H29.9.21	H29.12.21
	東33	香椎照葉六，七丁目東	戸建 集合	19.4	19.4	広場	◎別表第二（ろ） ×別表第二（に）第三号 ×別表第二（ほ）第二号，第三号	80				※50	200 500		○	10	○	30 20	○		H30.9.20	H30.12.19
	東34	アイランドシティ北	戸建住宅 集合住宅 産業・複合	31.0	31.0	広場	◎別表第二（ろ） ×別表第二（に）第三号 ×別表第二（ほ）第二号，第三号 ×別表第二（ほ）第二号	80				※50	200 500 500		○	10	○	※30 ※20	○		R5.10.12	R5.12.21

■一般型の地区計画

・・・・建築基準法に基づき条例化されている事項
・・・・建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年12月23日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画			建築物等に関する事項													土地利用・その他	計画決定・変更年月日（当初）	建築条例施行年月日（当初）
				面積(ha)	地区施設		建築物の用途制限	容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠	緑化率	垣・さく			
							(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)	L(㎡)	L(㎡)		H(m)		L(%)				
博多区	博1	榎田	33.2	33.2	道路		×住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿								○						H8.4.1 (S60.4.30)	
博多区	博2	金の隈二丁目	1.7	1.7			◎別表第二（い）	60				40			○	10				樹林地保全	H13.5.7 (S60.4.30)	
博多区	博3	下月隈正手	8.2	8.2		沿道利便 住宅・利便		100 60				50 40									H8.4.1 (H4.5.18)	H5.10.1
博多区	博4	浦田一丁目	1.3	1.3			×別表第二（に）第二号の工場														H8.4.1 (H5.2.25)	H5.10.1
博多区	博5	住吉一丁目	4.2	4.2											○		○				H5.2.25	H5.10.1
博多区	博6	東光一、二丁目	5.0	5.0			×風俗全般			敷地<200㎡	200										H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
博多区	博7	中洲中島町	0.7	0.4	通路		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場								○		○				H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
博多区	博8	博多駅前一丁目	2.5	1.8						敷地<200㎡	400										H5.2.25	H5.10.1
博多区	博9	博多駅南五丁目	4.5	4.5			×風俗全般			敷地<200㎡	200										H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
博多区	博10	東比恵駅周辺	5.1	5.1			×風俗全般			敷地<200㎡	200										H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
博多区	博11	千代一丁目	1.6	1.6	通路		×風俗全般								○		○				H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
博多区	博12	半道橋二丁目	2.4	2.4	通路 広場		×風俗全般			敷地<500㎡	200				○		○				H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
博多区	博13	南本町二丁目	1.3	1.3	通路		×風俗全般			敷地<200㎡	200				○		○				H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
博多区	博14	中央ふ頭	16.8	16.8			※◎会議場、展示場、ホテル等						500		○		○				H9.2.24	H9.6.19
博多区	博15	竹下一丁目	0.9	0.9			×風俗営業 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）			敷地<200㎡ ※壁面制限	200		200		○		○				H15.3.6	H15.7.7
博多区	博16	吉塚駅西口	5.0	5.0			×風俗営業						200		○		○				H16.4.26	H16.9.27
博多区	欠番																					
博多区	博18	石城町・沖浜町	4.1	4.1			×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×カラオケボックス等 ×別表第二（ぬ）第三号、第四号の建築物										○				H20.10.20	H20.12.22
博多区	博19	東比恵三･四丁目	0.9	0.9			※×共同住宅 ×風俗全般 ×別表第二（か）の建築物			敷地<200㎡	200				○		○				H22.1.25	H22.2.25
博多区	博20	祇園町	1.5	1.5	広場 通路		※×店舗型性風俗 ×別表第二（へ）第二号の建築物 ×別表第二（と）第三号の建築物						500		○		○	※10			H22.9.16	H22.12.27
博多区	博21	東月隈四丁目	1.2	1.2	通路		×一戸建ての住宅 ×共同住宅・長屋（35㎡未満） ×別表第二（に）第二号～第六号の建築物	150					200		○	第一種15m高度地区の内容	○	20	○		H23.9.1	H23.12.22
博多区	博22	空港前第二土地区画整理	0.6	0.6			◎別表第二（ろ） ×寄宿舎・下宿・３戸以上の共同住宅等 ◎自動車車庫・倉庫（20㎡以内）						165			10	○		○		H25.3.25	H25.7.1
博多区	博23	那珂六丁目	9.7	9.7	広場 通路	北側	×別表第二（い）第一～三号 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×別表第二（り）第二号，第三号 ※×風俗全般						5000		○		○	20	○		R2.3.23	R2.6.25
博多区						南側							1000					10				
博多区	博24	竹丘町三丁目	3.1	3.1	広場 通路	北西ゾーン	×別表第二（ほ）第二号 ×別表第二（へ）第二号 ×別表第二（と）第三号 ×別表第二（か） ×危険物貯蔵処理、風俗営業			住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の各敷地面積の合計に対する割合	200		1000		○	※第二種20m高度地区の内容	○	※10	○		R4.11.14	R4.12.22
博多区						駅ゾーン																
博多区						南東ゾーン	※×危険物貯蔵処理															
中央区	中1	大宮一、二丁目	2.0	2.0			×風俗全般														H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
中央区	欠番																					
中央区	中3	天神一丁目第2	1.1	1.1	通路		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場								○		○				H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
中央区	欠番																					
中央区	中5	天神二丁目第1	2.9	1.7	通路 広場		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場								○		○				H14.5.2 (H5.2.25)	H5.10.1
中央区	中6	天神二丁目第2	2.2	2.2						※敷地<200㎡ ※壁面制限	500										H5.2.25	H5.10.1
中央区	中7	六本松四丁目	0.9	0.9			×風俗全般			敷地<200㎡	200										H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
中央区	中8	薬院大通り西	1.1	0.4	通路 広場		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）						500		○		○				H13.11.29	H14.2.25
中央区	中9	渡辺通駅北	2.5	2.5			×風俗全般 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×倉庫業、工場、危険物の貯蔵処理 ※×住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿								○		○		○		H19.10.15	H19.12.20
中央区	欠番																					
中央区	欠番																					
中央区	中12	唐人町二丁目	1.9	1.9	広場 通路 緑道		※×別表第二（ほ）第二、三号								○	※斜線制限	○	30	○		R6.3.28	R6.6.24

■一般型の地区計画

・・・・建築基準法に基づき条例化されている事項
・・・・建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年12月23日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画																		計画決定・変更年月日（当初）	建築条例施行年月日（当初）
				面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項															土地利用・その他		
						建築物の用途制限	容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠	緑化率	垣・さく			
						(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)	L(㎡)	L(㎡)		H(m)		L(%)				
南区	南1	柏原	3.0	3.0	道路 公園																S60.4.30	
	南2	市崎一丁目	1.9	1.9		×風俗全般			敷地<200㎡	200											H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	南3	大楠二丁目	0.9	0.9	通路	×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場								○		○					H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	南4	大楠三丁目	0.4	0.4		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場			敷地<200㎡	200											H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	南5	大橋三、四丁目	1.9	1.9		×風俗全般			敷地<200㎡	200											H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	南6	清水三丁目・玉川町	2.3	2.3		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場															H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	南7	中尾一、二丁目	0.5	0.5		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場															H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	南8	野多目三丁目	6.4	6.4	緑地	×別表第二（ほ）								○	12	○					H13.5.7 (H8.4.1)	H8.7.1
	南9	野間二丁目	2.8	2.8		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場						※200				○					H16.4.26	H16.9.27
	南10	野間三、四丁目	3.6	3.6		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場						※200			※斜線制限	○					H16.4.26	H16.9.27
	南11	多賀一丁目・高宮五丁目	5.3	3.3		※×共同住宅、長屋（33㎡未満又は居室数1）									※10	※○ 3F以下		○			H21.4.23 (H18.10.19)	H18.12.28
	南12	若久団地 共同住宅１	9.1	9.1	道路 公園 緑道 通路 緑地 広場	×一戸建ての住宅 ×共同住宅・長屋（35㎡未満）						500		○	25	○	30	○			H24.12.27	H25.2.25
		共同住宅２													15							
		センター				×一戸建ての住宅 ×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿									※15							
		戸建住宅				※◎別表第二（い）（共同住宅等を除く）	80				50	165			10		10					
	南13	長住三丁目	0.4	0.4		※×共同住宅・長屋(35㎡未満) ×マージャン屋、ぱちんこ屋等 ×カラオケボックス等								○	20	○	20	○		H25.9.9	H25.12.26
城南区	城1	神松寺三丁目	2.0	2.0	緑地									○						H5.2.25	H5.10.1
	城2	友丘三丁目第1	0.8																	H18.10.19 (H5.2.25)	― (H5.10.1)
	城3	友丘三丁目第2	1.1	1.1					※壁面制限	80				○						H9.2.27 (H8.4.1)	H9.6.19 (H8.7.1)
	城4	鳥飼六丁目	0.7	0.7		×風俗全般			※敷地<200㎡ ※壁面制限	200										H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	城5	西片江一丁目	3.3	3.3	緑地	※◎大学の施設類					40			○	15(最低地盤から)	○				H9.2.24	H9.6.19
	城6	松山二丁目	1.0	1.0		×風俗営業 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場										○				H16.4.26	H16.9.27
	城7	茶山三丁目	3.9	3.9		×共同住宅、長屋（35㎡未満）						165		○	※10	○	10	○		H28.12.22	H29.2.27
早良区	早1	小田部	15.3	15.3	道路															S60.4.30	
	早2	田村一、二丁目	18.1	18.1	道路															H9.2.27 (S60.4.30)	
	早3	地行浜・百道浜	135.2	50.4		※◎観覧場、劇場、映画館等								○		○				H13.5.7 (H1.9.13)	H2.4.1
	早4	有田五丁目	2.8	2.8	通路		※100				※50									H5.2.25	H5.10.1
	早5	城西三丁目	2.8	2.8					敷地<200㎡	200										H5.2.25	H5.10.1
	早6	藤崎二丁目	2.9	2.9		※◎専用住宅、×共同住宅等						150		○	※1低並(道路中心から)					H12.1.13	H12.2.28
	早7	室見一丁目	4.6	4.6		※◎住宅、共同住宅、診療所、理髪店等	150								10	○ 3F以下				H14.5.20	H14.9.26

■一般型の地区計画

・・・・ 建築基準法に基づき条例化されている事項
・・・・ 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R6年12月23日現在

区別	番号	地区名		区域面積	地区整備計画 面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項 建築物の用途制限（◎建築できるもの)(×建築できないもの）	容積率 H(%)	容積率 L(%)	条件による容積率の制限 条件	条件による容積率の制限 H(%)	建ぺい率 H(%)	敷地面積 L(㎡)	建築面積 L(㎡)	壁面位置	高さ H(m)	形態意匠	緑化率 L(%)	垣・さく	土地利用・その他	計画決定・変更年月日（当初）	建築条例施行年月日（当初）
西区	西1	生の松原三丁目		1.7	1.7	道路 公園															H9.2.27 (S60.4.30)	
	西2	生松台		42.5	39.8		×別表第二（い）第三、五～七号 ※長屋、診療所						200						○		H13.5.7 (S60.4.30)	H13.10.1
	西3	泉一、二丁目		13.6																	H13.5.7 (S60.4.30)	
	西4	周船寺		2.5	2.5	道路 公園															S60.4.30	
	西5	野方		2.8																	H13.5.7 (S60.4.30)	
	西6	横浜一丁目		25.5																	H13.5.7 (S60.4.30)	
	西7	室見が丘		43.7	39.2		×別表第二（い）第三号						200						○		H18.10.19 (H4.5.18)	H18.12.28 (H5.10.1)
	西8	西の丘	沿道 コミュニティー 低層住宅	43.7	43.7	緑地 通路	※×別表第二（ほ）第二、三号 ×別表第二（い）第三号						500 200		○	55 （標高）	○				H13.10.15 (H4.5.18)	H14.2.25 (H8.7.1)
	西9	横浜三丁目		19.2																	H13.10.15 (H4.5.18)	
	西10	西福岡マリナタウン		19.3	19.3										○		○				H5.2.25	H5.10.1
	西11	姪浜駅南		53.8	53.8		×店舗型性風俗														H18.10.19 (H5.2.25)	H5.10.1
	西12	泉・周船寺		2.6	2.6	通路									○	15					H8.4.1	H8.7.1
	西13	今宿青木		4.7	4.7	通路							500		○		○				H13.10.15	H14.2.25
	西14	拾六町・橋本		10.5	10.5	道路	×戸建専用住宅（外環状道路沿道）								○	※斜線 制限					H13.10.15	H14.2.25
	西15	田尻土地 区画整理	まち中心形成 中層住宅 地区生活 低層住宅	41.1	40.4		◎別表第二（ろ） ×長屋、共同住宅（35㎡未満）					※40	200 ※180 ※200		○	15	○		○		H16.3.11 (H13.10.15)	H15.7.7
	西16	伊都土地 区画整理	商業 沿道1 沿道2 住宅1 住宅2 住宅3 住宅4	133.8	133.8	通路	×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ×店舗型性風俗、倉庫 ×危険物貯蔵・処理 ×共同住宅、長屋（30㎡未満）			敷地 <500㎡	150		※300		○ ○	10	○		○		H15.3.6	H15.7.7
	西17	愛宕浜一、四丁目		13.5	13.5		◎一戸建住宅 ◎二戸以下の長屋 ◎別表第二（い）第二号、第四号、第九号 ◎兼用住宅（診療所の用途に限る）						180		○	10	○		○		H16.4.26	H16.9.27
	西18	橋本駅 周辺	拠点-1 拠点-2 沿道-1 沿道-2 沿道-3 住宅-1 住宅-2	24.0	24.0	広場 通路 公園	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵処理、風俗営業 ×戸建専用住宅（外環状道路沿道） ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵処理、風俗営業 ×戸建専用住宅 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵 ×戸建専用住宅（外環状道路沿道） ×戸建専用住宅（外環状道路沿道） ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×危険物貯蔵処理、風俗営業	※100 ※100					500 500 300 200 300 165 165		○ ○ ○ ○		○	※10 ※10	○		R2.3.23 (H19.10.15)	R2.6.25 (H19.12.20)
	西19	千里	沿道-1 沿道-2 住宅	10.6	10.6	道路	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ×戸建専用住宅（外環状道路沿道）						200 500 200		○	20	○		○		H19.10.15	H19.12.20
	西20	元岡	区画整理1 区画整理2 区画整理3 既存集落1 既存集落2	20.2	20.2		◎別表第二（は） ◎別表第二（い）	100 80				50	500 300 165		○	20 15 15 10	○		○		H20.10.20	H20.12.22
	西21	今宿青木南		4.9	4.9	緑地	×住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ×風俗全般 ※×劇場等						9000			20	○	25			H23.4.25	H23.6.30
	西22	今津		4.9	4.9		◎別表第二（ろ） （寄宿舎、下宿、35㎡未満の共同住宅及び長屋を除く）	60				40	200		○	10 北側 斜線	○	30	○		H25.6.20	H25.9.26
	西23	拾六町団地		1.3	1.3	広場 通路	※×共同住宅、長屋（35㎡未満） ※１階部分共同住宅、長屋								○		○	20	○		H31.3.14 (H25.9.9)	R1.6.27 (H25.12.26)
	西24	飯氏	西 東	4.0	4.0	道路	×別表第二（に）第三号 ×別表第二（ほ）第二、三号						※300 ※165 300		○		○		○		H30.3.29	H30.6.22
	西25	元岡西		1.7	1.7								165		○		○				H30.3.29	H30.6.22
	西26	石丸四丁目		2.7	2.7	広場 通路	×別表第二（ほ）第二号 ×別表第二（と）第三号、第六号 ×別表第二（り）第二号、第三号 ×別表第二（ぬ）第一号、第二号、第三号 ×風俗全般						1000		○		○	10	○		H30.3.29	H30.6.22
	西27	北原・田尻	区画整理1 区画整理2 区画整理3 区画整理4 区画整理5 区画整理6 区画整理7 既存集落1 既存集落2 既存集落3 既存集落4	20.1	20.1	道路	×別表第二（ほ）第二号、×風俗全般 ×共同住宅、長屋（35㎡未満） ※◎別表第二（い） ×共同住宅、長屋（35㎡未満） ×共同住宅、長屋（35㎡未満） ※◎別表第二（い） ×共同住宅、長屋（35㎡未満） ×共同住宅、長屋（35㎡未満）	80 80				50 50	1000 300 200 150 165 200		○	20 日影規制 10 日影規制 10 北側斜線 10 北側斜線 日影規制	○	※10	○		H30.9.27	H30.12.19
	西28	周船寺駅南	駅前ゾーン 複合ゾーン 沿道ゾーン1 沿道ゾーン2 住宅ゾーン	16.1	16.1		×別表第二（に）第三号 ×一戸建ての住宅 ×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ※危険物貯蔵処理 ×別表第二（に）第三号 ×一戸建ての住宅（周船寺駅南線沿道） ※危険物貯蔵処理 ×別表第二（に）第三号 ×別表第二（ほ）第二、三号 ◎別表第二（は）	150					500 165 500 165		○	日影規制 ※第二種 15m高度 地区の内 容 日影規制 第一種15 m高度地 区の内容	○	※10	○		R6.1.29	R6.2.26
合計		120地区 （うち地区整備計画区域112地区）		1409.1 ha	1153.2 ha	53 地区	87 地区	16 地区	1 地区	18 地区		15 地区	52 地区	0 地区	69 地区	34 地区	70 地区	27 地区	42 地区	1 地区	120 地区	100 地区

■再開発等促進区を含む地区計画

・・・・・建築基準法に基づき条例化されている事項

R6年12月23日現在

区別	番号	地区名		区域面積	再開発等促進区 面積	再開発等促進区 主要な公共施設	地区整備計画 面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項 建築物の用途制限 (◎建築できるもの)(×建築できないもの)	容積率 H(%)	容積率 L(%)	条件による容積率の制限 条件	条件による容積率の制限 H(%)	建ぺい率 H(%)	敷地面積 L(㎡)	建築面積 L(㎡)	壁面位置	高さ H(m)	形態意匠	緑化率 L(%)	垣・さく	土地利用・その他	計画決定・変更 年月日(当初)	建築条例施行 年月日(当初)
東区	再1	香椎浜三丁目	住宅	28.8	13.2	道路 緑道	28.8	緑地 通路	×風俗営業 ×風俗営業 ×別表第二（い）第一～六号 ×別表第二（は）第二～四号 ×風俗営業 ×別表第二（と）						1000		○		○				H28.12.22 (H8.4.1)	H29.2.27 (H8.7.1)
			交流拠点A																					
			交流拠点B																					
	再2	JR筑前新宮駅前		2.3	2.3	広場 道路	2.3	通路	×別表第二（り）第一号	300					200		○		○				H15.3.6 (H13.5.7)	H15.7.7 (H13.10.1)
	再10	馬出一丁目		0.5	0.5	広場 通路	0.5	通路				※敷地S<500㎡ ※500㎡≦S<1000㎡ ※S≧1000㎡	200 250 300				○		○	※20			H23.4.25	H23.6.30
博多区	再3	美野島四丁目		4.1	4.1	広場	3.4	通路 広場	×別表第二（と） ×風俗営業	300	100			40		200	○		○				H15.3.6 (H7.12.21)	H15.7.7 (H8.2.29)
	再4	吉塚本町		2.4	2.4	広場	0.75	道路	※×小工場 ※×パチンコ、ホテル等	400							○		○		○		H15.3.6 (H3.3.18)	H15.7.7 (H3.7.1)
	再12	博多駅中央街	博多駅南西ゾーン	16.2	2.2	通路	2.2	広場 通路	×風俗全般 ×別表第二（い）第一～三号 （最上階及びその直下階以外の部分） ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場	1000 ~ 1200		※まちづくり取組評価等による			1000		○		○	※10			H25.3.25 (H17.12.1)	H25.7.1 (H18.2.27)
			博多駅ゾーン				10.5		×店舗型性風俗								○		○					
	再17	博多駅前三丁目	北ゾーン	2.6	1.9	広場	1.9	広場 通路	×風俗全般 ×別表第二（い）第一～三号 （最上階及びその直下階以外の部分） ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場	900 ~ 1350		※まちづくり取組評価等による					○		○				R4.2.28	R4.6.23
			南ゾーン		0.7		0.7			650 ~ 1000		※まちづくり取組評価等による					○		○					
中央区	再5	天神二丁目		1.9	1.9	広場 通路	1.9	公共空地		800	300					200	○		○				H25.3.25 (H2.10.18)	H25.7.1 (H4.1.1)
	再6	天神二丁目西	敷地面積S<500	1.4	1.4	広場	1.4		×店舗型性風俗	500		※1F 壁面制限 壁面制限	550 600				○		○				H15.3.6 (H13.11.29)	H15.7.7 (H14.2.25)
			500≦S<1,000							600		※建ぺい制限+有効空地率による	650											
			1,000≦S							600		※建ぺい制限+有効空地率による	650 700											
	再8	天神二丁目中央	敷地面積S<300	0.4	0.4	広場	0.4		×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場 ×店舗型性風俗	650		敷地<300㎡+角地+壁面制限による	600				○	※40	○				H17.4.18	H17.10.3
			300≦S						×１階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	700														
	再9	渡辺通二丁目		3.6	3.6	広場 緑道	3.6	道路 通路	×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場 ×風俗全般	700					500		○		○	20			H17.12.1	H18.2.27
	再11	六本松四丁目東	北側ゾーン	7.2	7.2	道路 公園	7.2	広場 通路 緑道	×１階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ×危険物の貯蔵等 ×別表第二（ほ）第二号及び第三号 ×別表第二（へ）第二号、第五号及び第六号 ×別表第二（と）第三号 ×風俗営業	300		住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の各敷地面積の合計に対する割合	200	60	2000		○	日影規制有 ※60	○	※30	○		H24.5.21	H24.7.2
			南側ゾーン							300								日影規制有 60						
	再14	天神明治通り	天神一丁目南ブロック	17.0	12.4	通路	3.1	広場 通路	×風俗全般 ×別表第二（い）第一～三号 （最上階及びその直下階以外の部分） ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場 **天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）** **【神社ゾーン】** ◎神社及び神社に附属するもの	900 ~ 1400		※まちづくり取組評価等による					○		○				R6.10.17 (H27.9.28)	R6.12.23 (H27.12.24)
			天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）			広場 通路	1.1	通路		900 ~ 1300		※まちづくり取組評価等による					○		○					
			天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）			広場 通路 緑道	3.1	広場 通路 緑地		600 ~ ※1250	10 ~ 300	※まちづくり取組評価等による		※80		※100 ~ ※200	○	※20	○					
			天神二丁目北ブロック			広場 通路	2.9	広場 通路		900 ~ 1400		※まちづくり取組評価等による					○		○					
			天神二丁目南ブロック（駅前東西街区）			広場 通路	2.2	広場 通路		900 ~ 1550	300	※まちづくり取組評価等による		80		200	○		○					
	再15	大名二丁目		1.3	1.3	広場	1.3		×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場	550 ~ 800		※まちづくり取組評価等による					○		○	10			H29.9.21	H29.12.21
	再16	天神一丁目		2.3	1.3	広場 通路	1.3	広場 通路	×風俗全般 ×別表第二（へ）第二号の工場 ×別表第二（と）第三号の工場	1050 ~ 1400		※まちづくり取組評価等による					○		○				R3.3.18	R3.6.24
早良区	再7	野芥一丁目		1.0	1.0	広場	1.0	通路 緑地	×別表第二（と） ×風俗営業	300		敷地<200㎡	200				○		○				H15.3.6 (H10.12.24)	H15.7.7 (H11.2.18)
	再13	西新北	中央街区	11.2	4.4	広場 緑道	4.4	通路 緑地		200							○	日影規制有	○		○		H27.3.9	H27.7.2
			東街区				4.0																	
			西街区				2.8																	
合計		17地区 （うち地区整備計画区域17地区）		104.2 ha	62.2 ha	17 地区	92.8 ha	14 地区	14 地区	15 地区	3 地区	9 地区		3 地区	5 地区	3 地区	17 地区	4 地区	17 地区	5 地区	3 地区	0 地区	17 地区	17 地区

■集落地区計画

R6年12月23日現在

区別	番号	地区名		区域面積	集落地区整備計画 面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項 建築物の用途制限 (◎建築できるもの)(×建築できないもの)	容積率 H(%)	容積率 L(%)	条件による容積率の制限 条件	条件による容積率の制限 H(%)	建ぺい率 H(%)	敷地面積 L(㎡)	建築面積 L(㎡)	壁面位置	高さ H(m)	形態意匠	緑化率 L(%)	垣・さく	土地利用・その他	計画決定・変更 年月日(当初)	建築条例施行 年月日(当初)
西区	集1	金武・吉武	地域活性化	7.7	7.7	道路 公園	※◎別表第二（は） ※◎地産地消を目的とする店舗・飲食店 ※◎農業の振興に資する事務所						250		○	10 北側斜線	○	30	○		H22.3.29	H22.6.24
			居住				※◎別表第二（い）															
合計		1地区 （うち集落地区整備計画区域1地区）		7.7 ha	7.7 ha	1 地区	1 地区	0 地区	0 地区	0 地区		0 地区	1 地区	0 地区	1 地区	1 地区	1 地区	1 地区	1 地区	0 地区	1 地区	1 地区

■総括表

R6年12月23日現在

地区計画決定数	区域面積	地区整備計画 面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項 建築物の用途制限	容積率 最高限度	容積率 最低限度	条件による容積率の制限 最高限度	建ぺい率 最高限度	敷地面積 最低限度	建築面積 最低限度	壁面位置	高さ 最高限度	形態意匠	緑化率 最低限度	垣・さく	土地利用・その他	建築条例施行地区数
138地区 （うち地区整備計画区域129地区）	1521.0 ha	1253.7 ha	68 地区	102 地区	30 地区	4 地区	28 地区	18 地区	58 地区	3 地区	87 地区	39 地区	87 地区	33 地区	46 地区	1 地区	118 地区

注1）　Hは最高限度、Lは最低限度
注2）　※は詳細規定等があるもの
注3）　別表第二とは、建築基準法別表第二略称です。
注4）　風俗全般は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）第2条第1項及び第6項に掲げる営業に供する建築物
注5）　店舗型性風俗（店舗型性風俗特殊営業）とは、風営法第2条第6項に掲げる営業に供する建築物
注6）　風俗営業とは、風営法第2条第1項または第6項に掲げる営業に供する建築物等
注7）　店舗型電話異性紹介営業とは、風営法第2条第9項に掲げる営業に供する建築物
注8）　集落地区計画の緑化率については、「建築物等の形態又は意匠の制限」の項目に定めているものです。

この一覧は、地区計画等の都市計画の決定内容について概要を示したものです。
地区計画整備の区域（区分）、地区施設等の配置、建築物等に関する各事項（特に※印の事項）など詳細につきましては、都市計画課（市役所4階）までお問い合わせください。

問い合わせ先
住宅都市みどり局　都市計画部都市計画課
〒810-8620　福岡市中央区天神一丁目8－1
TEL. 092-711-4388（直通）
E-Mail　toshikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

ホームページアドレス
○都市計画に関するホームページアドレス　https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/toshi_top.html
○本市トップページアドレス　https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html